

○久留米大学奨学金規程

〔昭和51年12月7日〕
規程第51-2号

(目的)

第1条 本学学部学生で経済的理由のため修学困難な者に対し、学資を貸与することにより学生生活の向上をはかり、あわせて社会に有用な人材を育成することを目的として久留米大学奨学金制度を設ける。

(資格)

第2条 この制度による奨学生は、経済的理由のため学納金の支弁に困難をきたすと認められた者でなければならない。

2 日本学生支援機構及び地方公共団体等による奨学制度を利用する者は、原則として、この奨学金を受けられない。ただし、学部長が認めた場合は、この限りではない。

(基金)

第3条 本奨学金の基金は、大学経費、借入金及び寄付金をもってこれにあてる。

(貸与額及び貸与方法)

第4条 貸与額及び貸与方法については、文系学部は学生が希望する10万円から10万円単位で80万円まで、医学部看護学科は学生が希望する10万円から10万円単位で120万円まで、医学部医学科は10万円から10万円単位で270万円までとし、一括貸与とする。

2 文系学部における家計急変者については、前項の規定にかかわらず、希望により90万円、100万円、110万円又は120万円を一括貸与することができるものとする。

(貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、1年以内とする。ただし、毎年出願することができる。

(採用人数)

第6条 奨学生採用数は、別に定める。

(出願手続)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定期日までに次の書類を御井学舎事務部学生課に提出しなければならない。

(1) 奨学生願書

(2) 家庭の収入及び資産状態についての証明書

(選考基準)

第8条 選考基準は、別に定める。

(採用)

第9条 奨学生の採用は、学生部協議会の議を経て学長がこれを決定する。

(誓約書の提出)

第10条 奨学生に採用された者は、所定期日までに誓約書を提出しなければならない。

(借用証書等の提出)

第11条 奨学生は、各年度の奨学金について所定期日までに借用証書及び返還明細書を提出しなければならない。

(奨学金の利子)

第12条、奨学生は、奨学金について利子を支払わなければならない。その利率及び支払いの条件は、別に定める。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生であった者は、奨学金の借用が終った年から原則として10年間で、別に定める方法により、奨学金を返還しなければならない。ただし、文系学部の家計急変による最高額貸与者、医学部看護学科の最高額貸与者及び医学部医学科の貸与者については、本人の希望により返還期間を15年間に延長できるものとする。

2 奨学生及び奨学生であった者が、次の事項に該当するときは、直ちに奨学金を返還させる。

- (1) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (2) 学則により退学又は転学が認められたとき。
- (3) 学則によって放学、除籍の処分を受けたとき。
- (4) 奨学生として学長が不相当と認めたとき。

(奨学金の返還猶予)

第14条 奨学生であった者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その期間中願い出により奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 本学学部在学中(最短修業年限以内)
- (2) 本学大学院在学中(学部を最短修業年限で卒業後引続き標準修業年限以内)
- (3) 本学研修医期間中(学部を最短修業年限で卒業後引続き2年)
- (4) 疾病等やむをえない理由により、返還が困難となったときはその相当期間
- (5) その他、学長が返還猶予を必要と認めた期間

2 返還を猶予された者は、猶予が終った年から学長が指示する方法により、奨学金を返還しなければならない。

(奨学金の返還及び利子の支払の免除)

第15条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金及び利子の全部又は一部の返還及び支払いを免除することがある。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 不具廃疾のため奨学金の返還が不能となったとき。
- (3) その他、学長が特に認めたとき。

(延滞金)

第16条 奨学金の返還及び利子の支払いを滞納した者は、別に定める延滞金を支払わなければならない。

(細則)

第17条 この規程の運用については、別に施行細則を設ける。

附 則

この規程は、昭和51年12月7日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (52. 2. 28)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (53. 1. 27)

この規程は、昭和53年1月27日から施行する。

附 則 (54. 10. 26)

この規程は、昭和54年10月26日から施行する。ただし、第14条第1項第3号の規定に該当する者については、昭和54年度貸与分から適用する。

附 則 (61. 1. 24)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (4. 2. 28)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (13. 2. 23)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (23. 12. 22)

この規程は、平成24年2月1日から施行する。